

注文書

(新車 ・ 中古車 ・ 未使用車)

15号文書として
印紙貼付
[200円]

エネクスフリー株式会社 御中

別紙記載の特約条件に基づき、下記の通り注文致します。

注文日 2022年11月30日 注文書No. 00176 - 00

希望納期

エネクスフリー株式会社

〒 532-0004 住所：大阪府大阪市東淀川区西宮南2丁目1番3号 SORA前大塚21ビル17F

販売店：関東支店

担当者：臼井翔吾

TEL： 06-6152-8886 FAX： 06-6350-1800

ご購入者	フリガナ 氏名	福岡県八女市室岡377番地10 印		
	生年月日(西暦)	年	月	日
	住所	株式会社 ウシジマ		
	代表取締役	牛島豊晴		
	TEL	HP		
	E-mail	勤務先		
住所	〒 -			

振込先：	三井住友銀行 ひなぎ支店 当座：0742995		
口座名義：	エネクスフリー株式会社		
フリガナ 氏名	印		
生年月日(西暦)	年	月	日
住所	〒 -		

車 輛 本 体	車両本体価格		¥770,000
	車検整備・納品点検費用		
	計	A [10%]	¥770,000
	付属品価格	B [10%]	¥0
税 金 等	特別仕様価格	C [10%]	¥0
	A+B+C 計	①	¥770,000
	自動車税 () ヶ月		
	環境性割引		
販 売 諸 費 用	自動車重量税		
	自賠責保険料		
	計	D	¥0
	落札費用・陸送費用		
そ の 他 諸 費 用	登録手続代行費用		
	行政書士代行費用		
	納車費用		
	納車準備費用		
其 他 諸 費 用	他府県登録費用		
	車庫証明代行費用		
	希望ナンバー手続代行費用		
	納車整備費用		
其 他 諸 費 用	有料車両保証		
	任意保険料		
	検査登録預り法定費用		
	車庫証明預り法定費用		
其 他 諸 費 用	下取車預り法定費用		
	トラブルサポート		
	廃車車両リサイクル料金		
	リサイクル預託金額合計 (ア)		¥10,540
其 他 諸 費 用	計	F	¥10,540
	D+E+F 計	②	¥10,540
	①+② お支払い総額(税込)	G	¥780,540

下 取 車	下取車価格		
	手数料その他		
	下取車残債		
	計	H	¥0

G-H 下取お支払い総額(税込)	¥780,540
------------------	----------

【内消費税】	
支払条件	
申込金	
支払額	
頭金	
割賦元金	
割賦手数料	
計	
初回支払額	
2回目以降	
ボーナス加算	
据置額	最終回

メーカー	いすゞ
車名	エルフ
グレード	
色	シロ
年式	2007年式
型式	
車台番号	NPR85-7003480
登録番号	群馬800あ300
型式指定	種別区分
装 備	修復歴(無)
管理番号	176

付 属 品 明 細		
計	B	¥0

特 別 仕 様 明 細		
計	C	¥0

リ サ イ ク ル 明 細	シュレッダーダスト料金	
	エアバック類料金	
	フロン類料金	
	情報管理料金	
	計 (ア)	¥0
	資産管理料金(消費税込) (イ)	
	(ア)+(イ) 計	¥0

下 取 車 明 細	車名	
	グレード	
	色	
	年式	
	型式	
	車台番号	
	登録番号	
	所有者	
	信販会社	
	使用者	
任 意 保 険 明 細	車両(売買 万円)	万円
	対 人	万円
	対 物	万円
	人 身 傷 害	万円
	搭 乗 者	万円
	保 険 料 計	万円
	保 険 会 社	
	新規・入替	
	全 年 齢 担 保	
	() 歳未満不担保	
	運 転 者 限 定	
	ゴールド免許割引	
	ロードサービス	

メーカー：いすゞ

車名：エルフ

車台番号：NPR85-7003480

約 款

- 1) 申込金の性格と充当
申込金は、契約成立後は、売買代金等の一部に充当するものとします。（申込金は手付ではありません。）
- 2) 注文に応じられない場合
エネクスフリート株式会社（以下「販売者」という）が注文に応じられないと判断した場合、販売者は注文を拒絶する事ができ、契約は不成立となります。この場合、注文時に渡された注文書及び申込金はそのまま返還されるものとします。

- 3) 契約の条件
注文者は、原則車両状態・仕様・装備等の現車確認を行った上で契約をするものとします。やむを得ず、現車確認が出来ない場合は、販売者は写真や状態表等で誠意を持って車両情報を開示しますが、引き渡し後に異論は延べないものとします。

- 4) 契約成立の時期
この申込による契約の成立は、注文者が「注文書等に署名・捺印した時点」で契約が成立するものとします。

- 5) 契約のキャンセル
契約後の注文者の都合によるキャンセルにより販売者に損害が生じた場合、注文者は通常生じる額の範囲内で賠償する。但し、ご登録後のキャンセルや車両のみ（現状渡し）でご購入の場合は、車両引き渡し後のキャンセルは出来ません。

- 6) 契約の解除
1. 注文者に次の各号の一に該当する事由があるときは、販売者は催促をしなくても本契約を解除できるものとします。ただし、注文者が個人の場合（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く）には、本条ア号記載の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告の上、行うものとします。

- ア. 期日までに自動車代金等の支払いがなかったとき

- イ. 支払い停止、保全処分（信用に関しないものは除く）、差押、または、破産、民事再生法に基づく再生手続き開始、特別清算開始などの申立があったとき。

- ウ. 暴力団等の反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年経過しない者を含む）暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動を標榜するゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者）に該当し、又は反社会的勢力と以下の一に該当する関係を有することが判明したとき

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
② 反社会的勢力が経営に実質的関与していると認められるとき
③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- エ. 注文者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をしたとき

- ① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて販売者の信用を傷つけ又は業務を妨害する行為。
⑤ その他前各号に準ずる行為

- オ. その他、本契約を維持しがたい重大な事由が注文者にあったとき。

2. 注文者は、販売者による当該車両に係る虚偽の申告や意図的な不正が発覚した場合や当該車両が引き渡し時に補修や補充不能の状態である場合は、契約解除できるものとします。

- 7) 個人情報の利用目的など

注文者及び使用名義人は、販売者が下記の目的のため、注文者及び使用名義人の住所、氏名など注文書の個人情報（以下、「個人情報」という）を利用する事に同意します。

- ア. 定期点検、車検及び保険満期のご案内などを提供する為、郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせすること。

- イ. 販売者において取扱う商品・サービスなど、あるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メール等の方法によりご案内すること。

- ウ. 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討の為、アンケート調査を実施する事。

- エ. 車両の販売、仕入、登録、届出の為に車検証及び定期点検記録簿並びにそれらに記載されている個人情報取得・利用し、販売先・仕入先・行政書士等に書面（本体及びコピー）又は電子媒体により提供する事。但し、本人の申出により、第三者提供を停止するものとする。

- オ. 自動車損害賠償責任保険証明書又は、自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提出する事。

- カ. 運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載すること。販売者の個人情報の取り扱いについては、次のホームページなどにより公表します。URL：https://www.enexfleet.com

- 8) 車両の引き渡し
車両は、引き渡しの予定日に（修理等のある場合には、その終了時に）引き渡されるものとします。車両のみの引き渡しの場合、販売者が陸送を手配した場合は、注文者に車両の引き渡しをした時点とし、注文者が引取手配した場合は、車両の引き渡しをした時点となります。

- 9) 付帯費用の負担
注文者は、車両代金の他に、注文書の付帯費用欄に記入された付帯費用を販売者に支払うものとします。

- 10) 運輸支局への車両持込費用
検査・登録の為、運輸支局もしくは事務所への車両の持込みを行う場合、注文者は、検査登録手続き代行費の他に、持込費用を負担するものとします。

- 11) 納車方法及び納車費用
納車は、原則陸送会社を利用してのご納車となります。又、積載でのご指定がなければ自走での陸送納車となります。積載指定でも対応が出来ない場合もございます。積載でのご指定の場合は、注文者は別途追加の納車費用を負担するものとします。

- 12) 代金の支払方法
車両代金および付帯費用のお支払い方法は、登録前一括現金振込、車両引き渡前一括現金振込又は割賦、ローン、リースのいずれかとなります。

- 13) 中古車の不具合と保証
車両が中古車である場合、プライスボード、特定の車両の状態を表示した書面もしくは整備明細書に記載された前使用者の仕様の概観（走行距離）から通常生じる不具合（消耗品関連も含む）については、注文者は一切異議を述べないものとします。但し、別途、保証申込みを行っている場合には、その保証規約に準じた適用範囲で保証が受けられるものとします。

- 14) 本約款の変更
販売者は、注文者の利益となる場合、あるいは注文者の不利益となる場合であっても、経済情勢の変動、車両の販売に通常必要となる諸費用の額の変動、車両の販売に関する法規制や行政指導等の改正や変更、天変地異や紛争等の不可抗力、その他車両の販売に関する一切の事情に鑑み、本約款に基づく取引の目的を達成する為に必要がある場合には、注文者の承諾を得ることなく、いつでも本約款の内容を変更する事ができます。この場合、本約款の内容は、変更後の内容によります。販売者が本約款の変更を行う場合には、ホームページで告知する方法で、変更が効力を生じる日を明示して、事前に通知するものとします。

本約款が適用されることに合意した上で、契約致します。

年 月 日

【ご注文者様】印